

郡山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月23日

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市規則第30号

郡山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

郡山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和54年郡山市規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（償還の支払猶予） 第11条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予申請書（第6号様式）を、市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</u> 2・3 （略） （違約金の支払免除） 第12条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</u> 2・3 （略） （償還免除） 第13条 貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、災害援護資金償還免除申請書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</u> 2～4 （略） 附 則 （東日本大震災に伴う災害援護資金の貸付けに係る申込み等の特例） 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい	（償還の支払猶予） 第11条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予申請書（第6号様式）を、市長に提出しなければならない。 2・3 （略） （違約金の支払免除） 第12条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。 2・3 （略） （償還免除） 第13条 貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、災害援護資金償還免除申請書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。 2～4 （略） 附 則 （東日本大震災に伴う災害援護資金の貸付けに係る申込み等の特例） 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい

被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）第13条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第4条第3項の適用については、同項中「その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日」とあるのは、「<u>令和8年3月31日</u>」とする。 3 （略）	被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）第13条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第4条第3項の適用については、同項中「その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日」とあるのは、「<u>令和7年3月31日</u>」とする。 3 （略）
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の郡山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。